入　札　条　件

１．　本件入札に関し入札に参加しようとするもの（以下「入札参加者」という。）は、新庄市財務規則に定めるもののほか、本件に定めるところによる。

２．　入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

３．　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

４．　工事等に係る入札においては、入札時に工事費内訳書（「設計書の本工事内訳書」程度）を提出しなければならない。また、内訳書に不備（工事件名の誤記、提出者名の誤記、入札金額と内訳書総額の著しい相違等）があったときは、原則として当該入札を無効とする。

５．　入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることができる。

６．　入札をした者は、入札後、現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。

７．　落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。

８．　落札者は、予約完結後１箇月以内に建設業退職金共済組合等にかかる掛け金収納書を提示すること。

９．　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の１００分の８に相当する金額を加算した金額（該当金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。低入札価格調査制度に該当する工事については、最低価格をもって入札した者を落札者としないことがある。

10．　本工事が指定建設業に係る工事で、工事を施行するために締結した下請け契約の請負代金の合計額が３，０００万円（建築にあっては４，５００万円）以上となる場合は、落札者は指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を本工事の監理技術者として専任で設置しなければならないこと。

11．　確認通知を受けた者が入札を辞退する場合は、次により取扱うものとする。

（１）通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

（２）通知を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。

イ．入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

ロ．入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

（３）入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。